

「湖西市こども計画」策定方針案

令和6年6月7日

湖西市

1 計画策定の背景

湖西市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「湖西市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。

「湖西市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に新たに施行された「こども基本法」の理念等を踏まえ、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

本計画では、下記の計画を包含します。

- 「こども基本法」第10条の2に定める市町村こども計画
- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援行動計画
- 少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく子ども・若者計画
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく子どもの貧困対策推進計画
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく自立支援計画
- 「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発 0617 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「市町村母子保健計画」
- 「放課後児童対策パッケージ」（新・放課後子ども総合プラン）

今回策定するこども計画においては、これまでの「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」の枠を大きく超え、こどもに関する市の幅広い施策（「こども施策」）を一体として策定するものであることから、本市の最上位計画である「第2次湖西市総合計画」はもとより、「湖西市地域福祉計画」をはじめとする福祉分野の各種計画のみならず、地方公共団体の教育大綱として位置づけている「湖西市教育振興基本計画」の他、様々な分野の関連計画とも整合性をとりつつ、こども大綱が示す、こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制を整備してまいります。

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、計画最終年度である令和 11 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

4 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のような子ども・若者等からの意見聴取機会を設けることとします。

また、計画の内容については庁内において協議するとともに、「湖西市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定します。

①ニーズ調査・こども・若者アンケート調査（実施済み）

調査対象：湖西市内在住の就学前児童の保護者

湖西市立の学校に通う小学生児童の保護者

湖西市立の学校に通う小学5年生・中学2年生

湖西市立の学校に通う小学5年生・中学2年生保護者

湖西市在住の15歳～34歳の若者

抽出方法：就学前児童の全ての保護者1,623人、小学生の全ての保護者2,117人、

湖西市立の学校に通う全ての小学5年生・中学2年生1,010人、

湖西市立の学校に通う全ての小学5年生・中学2年生の保護者1,010人、

年齢別・居住地別に抽出した15歳～34歳の若者1,000人の合計6,760人

調査期間：令和6年2月16日～3月4日

調査方法：就学前児童の保護者は、郵送により調査票を配布、紙調査票又はオンラインにより回答。

小学生児童の保護者は、調査票を学校配布し、紙調査票又はオンラインにより回答。

小学5年生・中学2年生は学校でオンラインにより回答。

小学5年生・中学2年生保護者は調査票を学校配布し、オンラインにより回答。

15～34歳の若者は郵送により依頼、オンラインにより回答。

②こども・若者の意見聴取（実施予定）

調査対象：こどもや子育て支援にかかる関係団体・機関 30団体程度

調査期間：6月下旬～7月上旬を予定

実施方法：郵送配布・郵送回収またはWEB回答によるヒアリングシート調査

③パブリックコメント

令和6年12月実施（予定）

計画案を広く市民に公表し、意見を募る。子ども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討

【参考】こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

【参考】こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

（１）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

5 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境

(1)統計からみる現状

今回策定するこども計画では、これまでの子ども・子育て支援事業計画と比較して計画の範囲が広がるため、掲載する統計データについても見直していく必要があります。

現行計画で掲載されている統計データをベースとして、追加を検討する統計データの項目例は以下の通りです。

■項目イメージ

●こども若者関連（主に“困難を抱えるこども”の統計）

- －障害児数の推移
- －外国籍人口（こども・若者）の推移
- －不登校児童・生徒数の推移
- －いじめ認知件数の推移
- －虐待の通報・虐待種別件数の推移
- －こどもの自殺者数の推移

●こどもの貧困・ひとり親家庭関連

- －ひとり親世帯・生活保護受給者等の推移
- －就学援助受給者数の推移

●次世代育成支援関連

- －合計特殊出生率の推移
- －育児休業取得率
- －女性の年齢別労働力率の推移
- －共働き夫婦世帯の推移

※計画の対象範囲が広く、関連する統計情報も膨大であるため、適宜取捨選択しながら掲載していきます。

(2)アンケートからみる現状

令和5年度実施のニーズ調査こども・若者調査について、実施概要と、抜粋した調査結果を掲載します。

6 計画の方向性

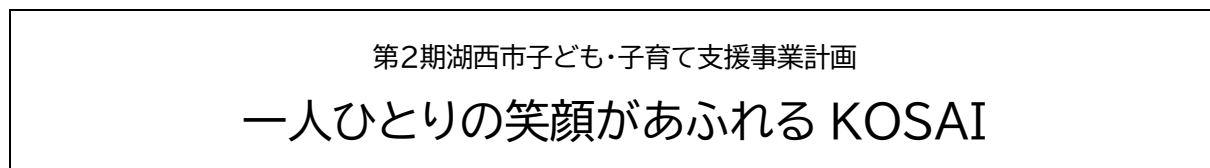
(1)計画の基本理念についての考え方

本市では、「第2期湖西市子ども子育て支援事業計画」において、「一人ひとりの笑顔があふれる KOSAI」を基本理念として掲げ、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

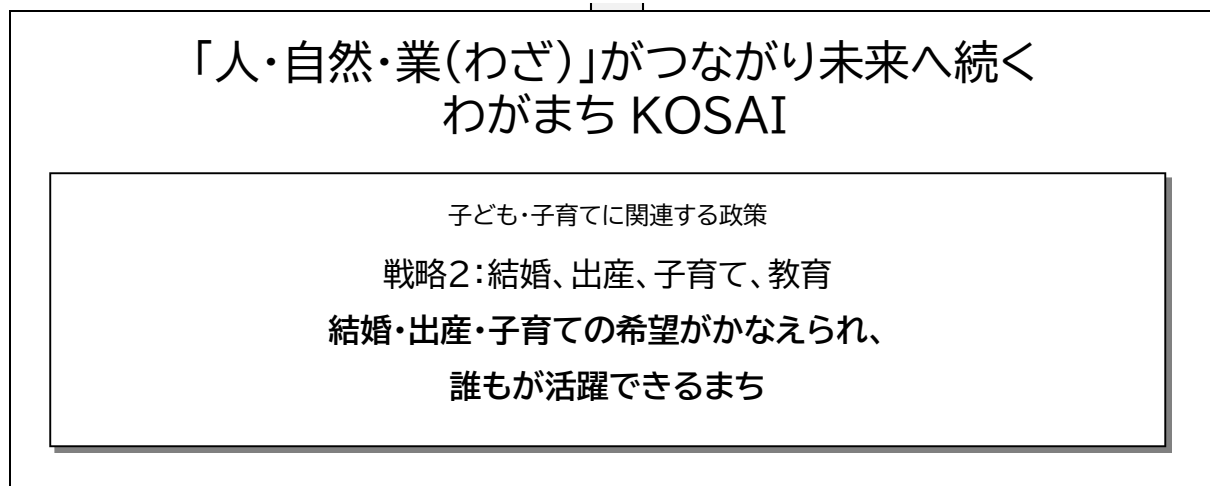
また、市の最上位計画である総合計画において「人・自然・業（わざ）がつながり未来へ続くわがまち KOSAI」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

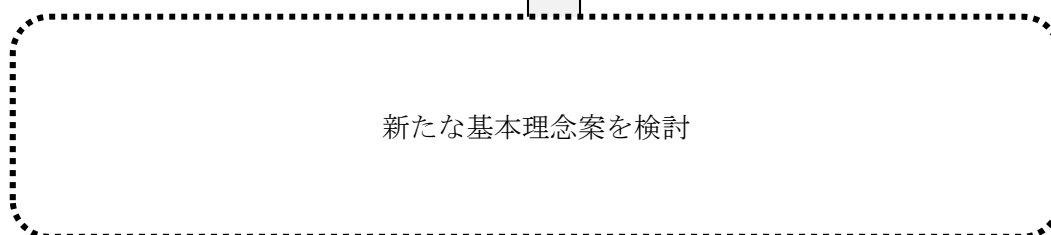
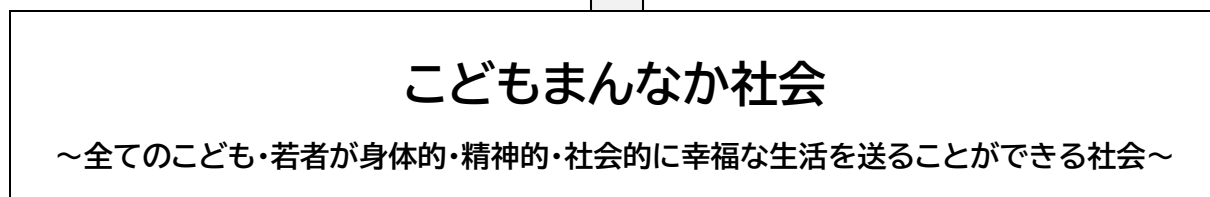
これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念



第6次湖西市総合計画(2021年度～2033年度)における将来像



国のこども大綱における目指す社会の姿



(2)「湖西市こども計画」の構成について

こども家庭庁が公表している「自治体こども計画策定のためのガイドライン」では、こども計画として策定することで期待されることとして「区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする」となどが挙げられています。

現行計画では、4つのリーディング施策に沿って、20の施策、73の事業で体系化しています。見直しにあたっては、こども大綱を踏まえた内容とするため、構成や施策体系から全体的に改定し、これまでの子ども子育て支援事業計画の施策内容を整理していく必要があると考えます。こども計画に掲載する施策の整理については、次のような方針で作成を行います。

■構成イメージ

第1章 計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画の対象 ※新規
4	計画の期間
5	計画の策定体制※新規
6	踏まえるべき国の政策動向 ※新規
第2章 子ども・若者を取り巻く現状	
1	本市における人口と子ども人口の状況
2	子ども・若者の状況 ※新規
3	アンケート調査結果
第3章 計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念
2	基本目標
3	計画の体系
第4章 施策の展開	
1	ライフステージを通じた重要事項
	目標1 …
	目標2 …
	⋮
2	ライフステージ別の重要事項
	目標1 …
	目標2 …
	⋮
3	子育て当事者への支援
	施策1 …
第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）	
1	教育・保育の提供区域
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
3	教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策
第6章 計画の推進体制	
1	計画の推進
2	計画の進行管理
2	計画の点検・評価
資料編	

ライフステージを、
体系に組み込んで
施策を整理

■体系の大枠例

	大項目	中項目（ぶら下がる施策ワード）
ライフステージを通じた重要事項	（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	大人への人権教育、こども・若者の権利周知
	（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	遊び・体験活動の推進、こどもの読書、生活習慣の形成・定着、国際交流、在留外国人支援、ジェンダーギャップ解消
	（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	成育医療、検診、予防接種、慢性疾病、難病
	（４）こどもの貧困対策	相談支援（貧困）、居場所（貧困）、保護者の就労支援、就学援助、修学支援
	（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援	特別児童扶養手当、児童発達支援センター、特別支援教育
	（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止対策、こども家庭センター、こどもや親子の居場所、要保護児童対策地域協議会、一時保護、児童相談所、里親、ヤングケアラー支援、
	（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	自殺対策、安全安心なインターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策、犯罪・事故・災害対策、非行防止と自立支援
ライフステージ別の重要事項	（１）誕生前から幼児期までの支援	母子保健、不妊症・不育症対策、産後ケア、出産・子育て応援交付金、乳幼児健診、
	（２）学童期・思春期の支援	学校教育、食育、居場所、小児医療体制、こころのケア、いじめ防止、不登校対策、校則、体罰、
	（３）青年期の支援	就労支援、結婚や新生活の支援、ひきこもり
子育て当事者への支援	（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減	幼児教育・保育無償化、学校授業料支援、修学支援、奨学金制度、こども医療
	（２）地域子育て支援、家庭教育支援	一時預かり、ファミリー・サポート・センター、保護者に寄り添う家庭教育支援
	（３）共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	育児休業制度、男性の家事・子育てへの参画促進
	（４）ひとり親家庭への支援	児童扶養手当、ひとり親医療、生活支援、養育費

(3)基本目標・指標の設定

こども大綱を踏まえ、計画の第4章に掲載する事業内容を整理し、基本目標を新たに設定します。また、こども大綱には、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として数値目標が設定されています。本計画においても、この目標を踏まえ、本市独自の数値目標を設定します。

7 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置付けており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、令和6年2月に一部改正する告示が公表されています。

■地域子ども子育て支援事業

- 1 利用者支援事業
- 2 延長保育事業
- 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 5 放課後児童健全育成事業
- 6 子育て短期支援事業
- 7 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 8-1 養育支援訪問事業
- 8-2 要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業
- 9 地域子育て支援拠点事業
- 10 一時預かり事業
- 11 病児保育事業
- 12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 13 妊婦健康診査
- 14 産後ケア事業
- 15 子育て世帯訪問支援事業
- 16 児童育成支援拠点事業
- 17 親子関係形成支援事業

8 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、こども政策課を中心として関係各課と連携しながら全庁的な取り組みを進めるとともに、「湖西市子ども・子育て会議」において、各事業の進捗状況の報告・評価など進行管理を行います。